

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月26日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-34

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
任命権者 区分	団 体 名	任命権者 区分	団 体 名
知事 部局	(略) 一般財団法人マリンオープンイ ノベーション機構 一般財団法人三保松原保全研究 所 (略)	知事 部局	(略) 一般財団法人マリンオープンイ ノベーション機構 <u>一般財団法人南アルプスみらい 財団</u> 一般財団法人三保松原保全研究 所 (略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。